

議員提出議案

( 3月11日提出 )

発議第1号 青森県を高レベル放射性廃棄物最終処分地としないことを宣言する条例案

( 3月11日否決・賛成少数 )

〔賛成：共産、県民、社民 / 反対：自民、新政、公健、大心、林檎、無〕

発議第2号 道路特定財源の確保と地方の道路整備を求める意見書案

( 3月11日原案可決・賛成多数 )

〔賛成：自民、公健、林檎、無 / 反対：新政、共産、県民、大心、社民〕

発議第3号 予算関連法案の年度内成立を求める意見書案 ( 3月11日原案可決・賛成多数 )

〔賛成：自民、公健、大心、林檎、無 / 反対：新政、共産、県民、社民〕

発議第4号 所得税法56条の廃止を求める意見書案 ( 3月11日否決・賛成少数 )

〔賛成：共産、県民、社民 / 反対：自民、新政、公健、大心、林檎、無〕

( 3月21日提出 )

発議第5号 青森県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

( 3月21日原案可決・満場一致 )

発議第6号 沖縄県の米軍海兵隊員による少女暴行事件等に関する意見書案

( 3月21日原案可決・満場一致 )

発議第7号 配合飼料価格の高騰対策を求める意見書案 ( 3月21日原案可決・満場一致 )

発議第8号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書案 ( 3月21日原案可決・満場一致 )

発議第9号 「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書案

( 3月21日原案可決・満場一致 )

発議第10号 沖縄県の米軍海兵隊員による少女暴行事件等に関する抗議決議案

( 3月21日原案可決・満場一致 )

議案の賛否状況において略記した会派の名称は次のとおりです。

自民 = 自由民主党    新政 = 新政会    公健 = 公明・健政会    共産 = 日本共産党  
県民 = 県民クラブ    大心 = 大心会    林檎 = クラブ林檎    社民 = 社会民主党  
無 = 無所属

---

## 青森県を高レベル放射性廃棄物最終処分地としないことを宣言する条例案

( 発議第 1 号 ・ 否決 )

今、数万年の安全性の確保が必要とされる高レベル放射性廃棄物の最終処分地に関し、国における最終処分地の選定及び必要とする安全規制等の整備は遅れ、かつ、六ヶ所再処理工場で高レベル放射性廃棄物の製造が始まり、海外からの返還高レベル放射性廃棄物と同様、本県での貯蔵も始まり、「本県がなし崩し的に最終処分地になるのでは」との県民の不安が高まりつつある。

したがって、本県で高レベル放射性廃棄物の貯蔵、製造が行われた時代の県政の責任として、県民の不安を解消し、あわせて後世にわたり、不安や負担、苦悩を残さず、「誇れる青森県」を創るためには今、最終処分地としないとの県民の総意を形として表すため、この条例を制定する。

私たちの「ふるさと青森県」は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、「北のまほろば」と言われ、縄文の時代から先人のたくましい努力により、自然と調和した「青い森」の文化と歴史を創りあげてきた。

私たちは、先人から受け継いだ「ふるさと青森県」を美しく豊かな青森県として次世代に引き継ぐ責務を果たさなければならない。

私たちは、これまで青森県を、高レベル放射性廃棄物（「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(平成十二年法律第百十七号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する「特定放射性廃棄物」をいう。)の最終処分地（法第二条第七項に規定する「最終処分施設建設地」をいう。）にしないことを、県内外に明らかにしてきた。

私たちは、県民の不安を解消し、後世への責務を果たすためにも、青森県を高レベル放射性廃棄物最終処分地としないことを宣言する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 道路特定財源の確保と地方の道路整備を求める意見書案

( 発議第 2 号・原案可決 )

道路は、県民生活や社会経済活動を支え、安全・安心で活力ある地域の実現のために最も根幹的な社会資本である。

また、本県では自動車交通に依存している割合が約98%と極めて高い状況にある。

しかしながら、その整備は全国で唯一、同一県内の20万人以上の都市が高速道路で結ばれていない等幹線道路ネットワークの形成が十分でなく、特に本県の国直轄道路事業費については、東北でも最低の状況が続いている。

また、国道・県道等の道路整備についても、全国あるいは東北の平均に比べて、なお低い状況にある。

このことから、引き続き、本県の道路整備を着実かつ計画的に推進していくためには、道路特定財源の確保が是非とも必要である。

道路特定財源については、衆議院を通過し、現在、参議院において審議中であるが、与野党の十分な協議のもと、このような本県の実情に鑑み、国直轄事業など県内の道路整備が遅れることのないように、道路整備のための財源をしっかりと確保することについて強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月11日

青 森 県 議 会

## 予算関連法案の年度内成立を求める意見書案

( 発議第 3 号・原案可決 )

本県の平成20年度当初予算は、年度開始前に議会の議決を経なければならない、という地方自治法に基づき調製されているところであるが、予算執行について、4月から速やかにかつ計画的に執行されることが、政策効果を最大限に発揮し、その効果が県民生活に及ぶことになるものである。

本県の当初予算は、国の予算案及び地方財政計画にのっとり編成されているため、その成立はもとより、関連法案の年度内での成立が必要となるものである。

仮に関連法案が年度内に成立しない場合には、本県をはじめ地方の予算執行に重大な混乱が生じ、ひいては、県民生活や県経済等への影響も大きく懸念されるものである。また、県議会における当初予算案の審議も無に帰すものとなる。

国の予算案及び関連法案については、衆議院を通過し、現在、参議院において審議中であるが、与野党の十分な協議のもと、予算執行などの地方の行財政運営、地方経済、さらには住民生活等に混乱を来さないよう、確実に年度内に成立させることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月11日

青 森 県 議 会

## 所得税法56条の廃止を求める意見書案

( 発議第 4 号 ・ 否決 )

中小業者を支えている家族従業者の「働き分」(給料)は、所得税法56条「配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払は必要経費に参入しない」(条文要旨)により、配偶者の場合は86万円、家族従事者は50万円しか給料が認められていない。

税法上では、特例として青色申告にすれば、「働き分」(給料)を経費にすることが出来るが、労働に対して青色と白色で差別する制度自体が矛盾している。アメリカ、イギリス、ドイツ、韓国などでは当たり前認められていて、日本における「特例」は世界の流れから大きく遅れている。

税制はシャープ勧告(1949年)後、家族単位課税から個人単位課税へ全体を転換したが、特別な例外として『所得税法56条』が制定され、60年近くになる。

業者婦人やその家族だけなぜ、一人の人間としての人格や働き分(給料)が認められないのか。

昨年、青森県は議員発議で『青森県中小企業振興基本条例』を制定した。  
県経済や雇用を支えてきた中小企業や中小業者が厳しい経営環境を切り開き、後継者を育て行政と力をあわせて県経済を振興させていくためにも、『所得税法56条』を廃止するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて、意見書を提出する。

平成20年3月11日

青 森 県 議 会

## 青森県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

( 発議第 5 号・原案可決 )

青森県政務調査費の交付に関する条例 ( 平成十三年三月青森県条例第四十五号 ) の一部を次のように改正する。

第一条中「青森県議会における会派 ( 以下「会派」という。 ) 」を「議員」に改める。

第二条中「会派 ( 所属議員が一人の場合を含む。 ) 」を「各月の初日に議員である者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、月の初日に任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した議員には、政務調査費を交付しない。

第三条の見出し中「交付額等」を「額」に改め、同条第一項中「に会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する」を「とする」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第四条を次のように改める。

( 議員の通知 )

第四条 青森県議会の議長 ( 以下「議長」という。 ) は、政務調査費の交付を受ける議員について、毎年度、当該年度の開始の日から五日以内に知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度の中途において政務調査費の交付を受ける議員に異動が生じたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

第五条を削る。

第六条中「会派結成等通知書の提出」を「通知」に、「会派結成等通知書に係る会派」を「通知に係る議員」に、「その代表者」を「当該議員」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

( 政務調査費の交付 )

第六条 知事は、毎月十日までに、当該月分の政務調査費を交付するものとする。

第七条を削る。

第八条中「会派」を「議員」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「会派の代表者」を「議員」に改め、「以内」の下に「( 年度の中途に議員でなくなった場合にあっては、当該議員でなくなった日の翌日から起算して三十日以内 ) 」を加え、同項第一号中「会派の名称及び代表者」を「議員」に改め、同項第二号中「の内訳及び合計額」を削り、同項第三号中「の内訳及び合計額」を「及びその主な内容」に改め、同項第四号中「収入額合計と支出額合計」を「収入額と支出額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書の写し等 ( 領収書の写しその他の議長が定める証拠書類をいう。以下同じ。 ) を添えなければならない。

第九条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

( 会計帳簿の調製等 )

第九条 議員は、政務調査費による支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明らかにするとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を収支報告書及び領収書の写し等 ( 以下「収支報告書等」という。 ) を提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

第十条中「前条」を「第八条」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に改める。

第十一条中「会派」を「議員」に、「第八条」を「第七条」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

第十二条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第一項中「第九条」を「第八条」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第二項中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 議長は、収支報告書等に記録されている情報のうち青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第七条に規定する不開示情報に該当する部分を除いたものを閲覧に供するものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県政務調査費の交付に関する条例第八条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務調査費に係る収入及び支出の報告書について適用し、施行日前に交付された政務調査費に係る収入及び支出の報告書については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に交付された政務調査費の返還については、なお従前の例による。

## 沖縄県の米軍海兵隊員による少女暴行事件等に関する意見書案

( 発議第 6 号・原案可決 )

去る 2 月 10 日沖縄県で発生した米軍海兵隊員による少女暴行事件は、人道上許しがたいものであり、断じて許すことができない。当該事件は、告訴取下げにより不起訴処分となったものの、その後も米軍兵士による事件が相次いで発生している。

沖縄県と同様、米軍基地を抱える本県においても、これまで米軍兵士による犯罪が発生しており、今回の事件は、県民に大きな不安を与えるものである。

平成 7 年の沖縄県における女子小学生暴行事件をはじめとする米軍兵士による事件が発生する度に、綱紀肅正や再発防止策が講じられてきたにもかかわらず、今回、またこのような事件が引き起こされたことは極めて遺憾である。

よって、本県議会は、今回の事件に対し、厳重に抗議するとともに、国においては、国民の人権・生命・財産を守る立場から、米軍兵士による犯罪の根絶に向けて、国民の目に見える形で、米軍人の綱紀肅正及び人権教育を徹底的に行うなど実効性のある具体的な再発防止策に万全を期し、国民の不安を解消するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 3 月 21 日

青 森 県 議 会

## 配合飼料価格の高騰対策を求める意見書案

( 発議第 7 号・原案可決 )

本県の畜産は、家畜に適した夏期冷涼な気候、恵まれた草資源や飼料コンビナートの立地などの優位性を生かしながら、本県農業の基幹部門として発展しており、生産者と畜産関係団体・行政が一体となり産地づくりに取り組んでいるところである。

しかしながら、原油価格高騰を背景とした米国におけるバイオエタノール需要の増加により、飼料穀物価格が高騰し、給与飼料を配合飼料に頼っている養豚・養鶏農家や肉用牛農家、2年連続の生乳減産計画や乳価低迷の影響を大きく受けている酪農家の経営は厳しい状況に陥っている。

これまで畜産関係団体においては、飼料価格の上昇に対し、家畜の生産性の向上や自給飼料の増産等、畜産物の低コスト生産対策を推進しているが、生産者の経営努力によるコストの吸収は限界に達しており、更に、今後においても生産資材の上昇が懸念されるなど、畜産経営の存続が危ぶまれる非常事態となっている。

こうした配合飼料価格高騰の影響を緩和し、畜産経営の安定と国産畜産物の安定的な供給を図るため、下記事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

### 記

- 1 飼料価格の安定対策と配合飼料価格安定制度の一層の充実・強化及び飼料自給率向上対策を図ること。
- 2 国産畜産物の安定生産を確保するため、一定の所得を補償し、再生産が可能となる畜産経営安定制度の創設を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月21日

青 森 県 議 会

## 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書案

( 発議第 8 号・原案可決 )

中小企業を取り巻く経営環境は厳しいものがある。原油・原材料の高騰がオイルショック以来の記録的な価格となる一方で、納入価格の低下や公共事業の落札価格の低迷など、中小企業にとってはいまや危機的状況にあるといっても過言ではない。

こうした状況に鑑み、昨年12月、政府は「原油高騰・下請け中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」を2回開催し、関係省庁に対して、原油高騰の影響を受ける中小企業に所用の緊急対策を指示したところである。

深刻な影響を蒙る中小企業に対しての政府の一連の措置については一定の評価をするものの、今回の緊急措置が一時的な対策に終始しないよう、今後においても金融支援策の強化や経営指導を効果的に行う相談窓口体制の構築など、中小企業底上げに対して一段と踏み込んだ対策を講じる必要がある。

わが国企業の99%を占める日本経済を下支えする中小企業が健全な経営環境を取り戻し、地域経済の発展に寄与するため、国に対して、中小企業底上げ対策の一層強化をはかるよう、下記事項について強く要望する。

### 記

1. 中小・小規模企業者の金融支援をトータルに行うための「仮称・中小企業資金繰り円滑化法」の早期制定
2. 各省庁所管のもと数多くある中小企業相談窓口を一本化すること
3. 公正な取引を実現するため、下請代金支払遅延防止法を厳格に運用すること
4. 下請適正取引のためのガイドラインの周知徹底を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて、意見書を提出する。

平成20年3月21日

青 森 県 議 会

## 「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書案

( 発議第 9 号・原案可決 )

昨年、I P C C ( 気候変動に関する政府間パネル ) が発表した「第 4 次評価報告書」は、地球の温暖化について、引き続き石油などの化石燃料に依存していけば、今世紀末には平均気温は 4.0 度 ( 2.4 ~ 6.4 度 ) 上がると予測し、今後、人間の存在基盤が著しく脅かされる恐れがあり、その対策の緊急性を訴えるとともに、各国政府がより強力な対策を講じるよう警鐘を鳴らしています。

対策の大きな鍵をにぎる温室効果ガスの削減について、昨年 12 月、インドネシアのバリで開催された C O P 13 ( 国連気候変動枠組み条約締結国会議 ) で、2009 年末の妥結を目指してポスト京都議定書の枠組みに関して交渉を開始することで合意がなされました。特に、日本は今年、この交渉の進展に重要な役割を持つ洞爺湖サミットの議長国であり、世界の温暖化対策、特に京都議定書に加わっていない米国や削減義務を課されていない中国、インドなども含め、すべての主要排出国が参加する新たな枠組みづくりをリードする使命があります。

そのためにも、自らが確固とした削減政策と中長期の排出削減目標を示す必要があり、再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー対策によって「低炭素、循環型社会」への移行を図る道標を示すべきです。

石油脱却に向けてカギを握っているのが代替燃料としてのバイオ燃料であり、食糧との競合問題への対応も含めて、日本をあげてバイオマス活用の推進を図り、「バイオマス産業社会」をも展望した「バイオマス推進基本法」(仮称)を制定すべきです。

現在、政府が進める「バイオマス・ニッポン総合戦略」を総合的かつ計画的に推進するためにも、同基本法の制定を強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成 20 年 3 月 21 日

青 森 県 議 会

## 沖縄県の米軍海兵隊員による少女暴行事件等に関する抗議決議案

( 発議第10号・原案可決 )

去る2月10日沖縄県で発生した米軍海兵隊員による少女暴行事件は、人道上許しがたいものであり、断じて許すことができない。当該事件は、告訴取下げにより不起訴処分となったものの、その後も米軍兵士による事件が相次いで発生している。

沖縄県と同様、米軍基地を抱える本県においても、これまで米軍兵士による犯罪が発生しており、今回の事件は、県民に大きな不安を与えるものである。

平成7年の沖縄県における女子小学生暴行事件をはじめとする米軍兵士による事件が発生する度に、綱紀粛正や再発防止策が講じられてきたにもかかわらず、今回、またこのような事件が引き起こされたことは極めて遺憾である。

よって、本県議会は、今回の事件に対し、厳重に抗議するとともに、米軍兵士による犯罪の根絶に向けて、国民の目に見える形で、米軍人の綱紀粛正及び人権教育を徹底的に行うなど実効性のある具体的な再発防止策に万全を期すよう強く要求する。

以上、決議する。

平成20年3月21日

青 森 県 議 会